

I 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

令和7年度 介護職員初任者研修等実施業務委託

(2) 仕様

別添「令和7年度 介護職員初任者研修等実施業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月20日まで

(4) 履行場所

長崎市ほか

(5) 入札及び開札の日時及び場所

〔日時〕 令和7年4月24日（木） 13時30分開始

〔場所〕 長崎県庁行政棟1階入札室（長崎県長崎市尾上町3番1号）

- ・ 電送及び郵送による入札は認めません。
- ・ なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局へ確認してください。

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面（第7号様式）にて提出してください。提出は郵送・持参を基本としますが、やむを得ない場合はメール・FAXでの提出も可とします。

なお、郵送・メール・FAXによる場合は、必ず電話により着信の確認を行ってください。

〔提出場所〕 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

電話：095-895-2440

FAX：095-895-2576

メール：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

〔提出期限〕 令和7年4月16日（水）17時00分

※回答については令和7年4月18日（金）までに書面にて回答いたします。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書（第4号様式）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額。）を入札書に記載してください。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

エ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができません。

オ 入札者が代理人である場合は、適正な委任状（第6号様式。委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。また、入札書には代理人の記名押印が必要です。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、

開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）を行います。

※ 入札書、入札用封筒、委任状は第4号様式～第6号様式をご利用ください。

【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、会社名、業務名を記入し提出して下さい。
- ・ 入札者は入札書の記載事項について訂正したときは、入札書に使用した印鑑を訂正箇所に押印して下さい。入札者（代理人を含む）の押印を省略する場合は、訂正箇所に入札者の氏名を自署して下さい。ただし、首標金額の訂正は認めません。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は、長崎県知事 大石賢吾として下さい。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を、納付して下さい。入札保証金を納付する場合は、令和7年4月8日（火）17時まで、2の（1）の部局へ申し出て下さい。「保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書」を送付しますので、令和7年4月23日（水）までに最寄りの公金取扱銀行で納付して下さい。

納付後、入札日に、銀行の領収印が押された領収証の写しをご持参下さい。落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付しますが、還付には相当の日数を要し、入札日当日の還付はできませんのであらかじめご了承下さい。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度（令和5年度）までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その契約を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

※ 契約を証明するものとは、締結した契約書等の写しとします。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出して下さい。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

(イ) 入札保証金の免除手続きは、令和7年4月8日（火）17時までに入札保証金免除申請書及び必要書類を2の（1）の部局へ持参若しくは郵送（必着）して下さい。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。

【注意事項】

- ・ 入札保証金額の計算については、消費税10%込額の5%となるので1,000千円で入札する場合は、50千円でなく、55千円となるのでご注意願います。50千円の入札保証金の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円で入札した場合、入札は無効となります。
- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

- (イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとします。
- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度（令和 5 年度）までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。
- ※ なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出してください。
- (a) 3,000 万円以上
 - (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上
 - (c) 1,000 万円未満
- (ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。

(9) 入札の無効

次の入札は無効とします。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできません。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとします。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

【注意事項】

- ・ 第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。
- ・ 入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等とはできないので3回目までの金額についても委任を受けておいてください。
- ・ 3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備も願います。

(11) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう2の(1)の部局で手続きを行い、契約書を作成します。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによることとします。

(12) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 令和7年度 介護職員初任者研修等実施業務委託に関する令和7年3月28日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〔電話〕095-895-2440(直通)

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年4月8日(火)までの間(県の休日を除く)

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〔電話〕095-895-2440(直通)